

## 魚津市市民自治推進会議(第3回) 会議録

日時 令和4年8月26日(金)午後7時00分から8時40分まで

場所 魚津市役所4階 第1委員会室

出席者 委員:山根拓 浦田孝子 鴻戯豊 水口富代明 野島裕子 澤泉弘 木下理佳 潮由加子  
田中光幸 大崎章博(10名・敬称略)

事務局:総務部長 南塚智樹 地域協働課長 小林孝仁

協働推進係長 関口晶子 協働推進係主任 谷口友美

<司会 地域協働課長>

<会議録の確認について>

(市) 第2回の市民自治推進会議につきましては、7月27日 12名の委員に参加していただき開催しました。会議録につきましては、委員の皆様へ送付しておりますので、ご確認いただき修正等ございましたら事務局まで連絡してください。会議録は、後日魚津市のホームページへ掲載する予定であります。

(座長) 今ほどの会議録については、訂正があった場合、事務局へお伝え願います。会議録の確認については、座長に一任でお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

(座長) それでは、会議録の確認については、座長一任といたします。

### 議題1 自治基本条例検討市民会議(第2回)開催結果について

事務局より、資料説明。

### 議題2 自治基本条例の見直しの検討について

事務局より、資料説明。(条ごとの進行とする)

#### 【第3条】協議

(座長) ご質問やご意見がありましたらお願いします。

(委員) 「市民」に交流人口を含めたものとするとなかなか問題が発生するのではないかという気がしている。憲法上や法律上など詳しくはわからないが、市の決定することに、住所を有する人以外が決定権を有することに対し、不安に思います。市民の定義を限定的にした方が良いと考えています。

(座長) 1頁目、第3条について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

(市) 市内に通勤、通学している方も「市民」としてあります。委員のご心配は、住所を有する人以外が決定権を持つことに不安があるとのことですが、市内へ通勤通学している方や、市内の企業の皆様とも協働してまちづくりを進めていくことが考えられますので、「市民」の範囲は今までと同様とし、進めさせていただきたいと考えております。

(委員) 「市民」Citizen、いわゆる自主的、自立的で、住民とは一定程度意識の高いものだという定義「交流人口」、「定住人口」、「関係人口」とありますが、その人たちがその地域の人だったというような意味を含めて書いていると思うので、逐条解説書に「地域社会における幅広い人々が協力していく必要がある」という事情からすると、この表現で良いのではないかと思います。

(座長) 住民自治という観点で、首長や議員を選ぶ権限はないわけで、私もこれで良いと思います。

#### 【第4条】協議

(座長) 公民館のコミュニティセンター化の議論については、公民館とコミュニティセンターの曖昧さをはっきりさせることが必要ということから、QRコードなどの追加をして、調べやすく対応するということでした。2頁目、第4条について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

(委員) なぜ公民館をコミュニティセンターにしていかなければならないのですか。全国的にそうなっているのですか。

(市) 公民館のコミュニティセンターへの移行については全国的な流れでもあり、より地域の皆さんが利用しやすい施設を整備することから、社会教育法の縛りがある公民館から、誰もが使いやすいコミュニティセンターへ移行することで進めさせていただいています。

(委員) 一般の方が、なぜ公民館ではダメだったのかと思われる気がするので、全国的な流れであるということコミュニティセンターの最後のところにも書いても良いのではないのでしょうか。

(市) のちほど、8頁目で第25条のところでお話したようなことを記載しております。

(委員) 地域コミュニティとは何か、なぜ今コミュニティが求められるのか、概念が市民には浸透していないと思います。それに対してのコミセンと条例の制定趣旨、地域の実情に応じた段階的なコミセン化をなぜ行っているのか、市が考えるコミセンの目指す姿やメリットが不透明であり、コミセンの運営主体は地域組織も行政もこれから変わっていかなければいけないと思いますが、新しい地域組織、新しい地域、行政との関係づくりが課題だと思います。

新しい地域づくりにおける方向性が目指す姿、コミセンに移行後の考え方、イメージがこちらの方に伝わっていないと思います。これからは「共助」が大切だと思いますが、ここで市民に語り掛けていかなければならないと思います。

(座長) 逐条解説に何か追記をした方が良いということなのではないのでしょうか。あるいは、どのようにしてこの趣旨をより具体的かつ正確に伝えるように、方法に関するご意見だったのでしょうか。

(委員) もう少し内容を具体的に、地域コミュニティとは何なのか、将来的な方向性もイメージできるように逐条解説へ追記できれば良いと思います。

(委員) 具体的なものは、第8章に「地域コミュニティ」があるので、そちらで詳しい説明を記載した方が分かりやすいと思います。

(委員) その方が良いと思います。コミュニティの定義をどうするか、コミュニティセンターの役割はどのようなものか、コミュニティセンターに対して指定管理する際にはどのような組織とするのか、自治基本条例とは別に個別の条例を作ってやるという意味で必要だと思います。

逐条解説第2号のところ、コミュニティセンターが地方自治法の規定のどこに書いてあるのですか。

(市) 「市は公の施設を設置することができる」という部分がコミュニティセンターの設置に関する基準であると考えます。

(委員) 公民館の解説で、「住民の教養の向上、健康の増進・・・」と書いてあるが、基本的には社会教育法(公民館)は系統的に青少年教育です。義務教育が終了したあと、社会教育法に基づいて青少

年教育を行うというのが公民館の役割であった。青年団や婦人会がなくなったことで、本当の意味での公民館活動に限界がきています。そのような厳粛な理解の方が良いです。

第8章の地域コミュニティでの議論とした方が良いと思います。

(座長) 事務局案では、第2章と第8章に分けてコミュニティセンターや地域コミュニティに関することを分けて説明をしています。公民館とコミュニティセンターに関する話はここへ持ってこざるを得なかったということだと思います。どのようにして地域コミュニティに対しての役割を果たすのかということをも第8章の方でこのあともう一度見ていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(市) 第8章で地域コミュニティのことについて改めてご議論とさせていただきたいと思います。

#### 【第5条】協議

(座長) 軽微な修正となりますが、これでよろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

(座長) それでは、次へ進めて参ります。

#### 【第7条】協議

(座長) ご提案のとおり、これでよろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

(座長) それでは、次へ進めて参ります。

#### 【第9条】協議

(委員) 事業所の役割で、文章表現上は変える必要はないのですが、しかし事業所の場合は「産学官協働」と今まで使われてきましたが、「包括的共同」は異なりますので、誤解されないように解説をしたら良いと思います。「きょうどう」の意味を理解してもらうために解説した方が良いでしょう。

(委員) 協同についてですが、「力を合わせて」ではなく、本来は「力・心を合わせて」だと思います。

(委員) 国語辞典などの表現ではないのですか。

(市) 辞書から引用しています。

(座長) 引用元も記載することにしましょう。

#### 【第14条】協議

(座長) 「市長等及び職員」となっていますが、「等」とは職員とはまた別なのですか。

(委員) 逐条解説書の7頁に『「市長その他の執行機関＝市長等」市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会」とありました。

(市) 議会については別に定義をしています。

(座長) 職員の範ちゅうについてはどうなのでしょう。

(市) 職員の中には、副市長以下が含まれて参ります。教育長は教育委員会が執行機関であるため、その配下の職員となります。職員のコンプライアンスのようなものについて、市長や議員に対しても求められるのではないかとされていることもあるのかと思うのですが、職員と、政治的な立場のある市長とは背負うものが少し異なり、必ずしも整合をとるべきところではないと考えています。

(委員) 前回の時に、パブリックコメントの中で、第14条第2項で職員に条例遵守を求める記載があるが、議員にないのは不整合ではないかという意見があり、その時は「議会の検証結果を尊重する」となり、このままで良い、という結論となりましたが、職員が遵守するというのもいらないのではないかとも思ってしまいます。一方で載せて、もう一方は他で守るべき法律があるので、載せなくても良いとなると、いろんなところでその歪みが出てくるのではないのでしょうか。

(市) 議員については、第12条で「政治倫理の確立に努めるとともに…」ということで、これに近いニュアンスのことを違う表現で求めていると考えている。法律で縛られる存在である職員とは、よって立つところが違う以上、その縛りが必ずしも一致するものではないと考えます。このことから第12条で議員、第13条で市長、第14条で職員、というように条文をそれぞれ設けていると考えます。

(委員) 市長、議員は有権者が選んでいるため、市議会の中で倫理規定などを設けておられるのではないですか。

(座長) 市長も副市長も議員も特別な公務員ですよ。切り分けられていれば良いと思います。

(委員) それぞれの役割が書いてあるので、これで良いと思います。

(座長) 議案通りということによろしいですね。

#### 【第15条】協議

(委員) 「総合的かつ計画的な市政運営」とは、魚津市が総合計画を作ったときに地方自治法に書いてあった言葉なのですが、10年経過し、今は、「持続可能な都市をつくるために総合的な計画を作る」とした方が、より明確であるし、そのように流れも変わってきていると思います。

総合計画は、「基本構想」(政策)、「基本計画」(施策)、「実施計画」の3部構成ですが、元々市長が答申する場合、基本構想と基本計画を諮問しており、議会の議決がいますが、なぜ基本構想だけを議決するのか、おかしい話です。「総合計画は議会の議決を経なければなりません」とした方が、わかりやすいと思います。

第4次基本構想から5部構成になり、基本計画をより具体化した「個別計画」がたくさんできており、現在60~70程度ある。これらも基本計画の一部だとすれば、要綱ではなく、きちんと審議会での議論と同時に、議会で議決、報告をするということを条文に入れた方が良いと思います。

(市) 「総合的かつ計画的な…」というのは、ご指摘のとおり、昔の地方自治法の規定を用いて条例としています。「持続可能性を実現する」というところを含んだ概念であるということから、市政運営の用語については今のままとしても良いのではないかと考えています。

総合計画のつくりの部分ですが、「基本構想」、「基本計画」の2段階構成としていますが、「基本構想」の部分のみ議決をいただいております。「基本計画」については議決をいただいております。基本計画には成果指標をたくさん入れて、できるだけ市民のみなさんがわかりやすい内容とすることとしていますが、実際には成果指標が現実合わなくなり、見直しが必要となったりもしています。このような場合、成果指標の見直しの際にも議決をいただく必要が生じかねませんので、基本的な考え方を定める「基本構想」の部分についてのみ議決をいただく方が、スムーズであると考えております。

個別計画については、色々な分野で、様々な計画を作ることを国から求められており、それらのことをおっしゃっているのかと思いますが、必要に応じて議会へ報告をさせていただいております。全ての計画に対して議決をいただくとすると、事務が成り立たなくなると考えます。

(委員) 市長に対する諮問のところに、「基本構想」「基本計画」も諮問しているのではないですか。

もう一つ聞きますが、「基本構想」は最初の頃は15年間隔でした。今は10年間隔です。ものすごく変化が激しいからという意味で、個別計画をどんどん作り、基本計画並みに報告したら良いというやり方は極めて技術的な問題で、もう少しそういう場合のやり方があるのではないかと思います。

(市) 今の総合計画の諮問答申については、「基本計画」も含まれていました。先ほどの説明は間違っていたようです。

- (座長) 今のところ(第15条第2項)は条文の文言修正となりますか。確認のうえとしますか。
- (市) 再度確認させていただきます。
- (座長) それでは後ほど確認のうえでの対応とします。  
「総合的かつ計画的な市政運営を図る」と「持続可能な都市を実現する」は意味が違う気がします。現在のものは市政運営に関する話で、ご提案のものは目標のようなものであり、ニュアンスが違いますね。もしこれを入れるとすれば、逐条解説へ含めた方が良いでしょうと思います。
- (委員) 第7章市政運営のことが書いてあれば良いと思うので、元の方が合っていると思います。
- (委員) 「持続可能」とは最近出てきた言葉ではないでしょうか。当初の「総合的かつ計画的な市政運営を図るために」という文言が違っているというのであれば変えるべきでしょうか。
- (委員) ちょっと意味が違ってくると思います。「持続可能」とよく言いますけれど。
- (委員) 「持続可能な都市を実現する」とは、将来的なビジョンだと思います。これに関しては、「総合的かつ計画的な市政運営を図るために」の方が合っていると思います。目標に対するビジョンであれば、逐条解説の中に追記されるのが良いでしょうと思います。
- (委員) 基本構想の中に「持続可能な都市を実現する」ということがあるのだと思います。
- (委員) 行政評価のところだけ「別に条例に定めなさい」ということが書かれていません。条例として政策評価や施策評価などの手続きについて決めるべきなのに、難しいからだと思うが、研究しようという姿勢が必要です。客観的に進めるときは条例化するべきです。
- (座長) 個人的な意見としては、「持続可能な…」の変更はいらないと思います。第2項の方で「基本計画」については、確認の上で必要があれば文言を修正するということがいかがでしょうか。
- (委員) (異議なし)
- (座長) それでは、次へ進めて参ります。

#### 【第17条】協議

- (座長) これについてはいかがでしょうか。
- (委員) (異議なし)
- (座長) ご意見が無いようでしたら、次へ進めて参ります。

#### 【第19条】協議

- (座長) 直近の住民投票の事例はないと聞いていますが、これについてはいかがでしょうか。
- (委員) (異議なし)
- (座長) これについては「変更しない」ということで、次へ進めて参ります。

#### 【第19条<<逐条解説>>】協議

- (座長) これについてはいかがでしょうか。表現的には引っかけられないこともないのですが、意味が通れば良いとのことであれば、これでよろしいでしょうか。
- (委員) 10年経っても住民投票条例は定められていませんが、作らないといけないのではないですか。
- (委員) 条例できちんと住民投票を行える人をきちんと縛るべきだと思います。自治基本条例の第3条で定義する「市民」とは別に定めるべきです。
- (委員) 昨年の12月に武蔵野市で起こったことは、他のところでやっていて問題が生じなかった事例を参考にして進めていたが、委員会では可決されたものの、本会議では「国家の存在を否定する」などと極端な言い方で否決されました。
- (委員) ここで簡単に決められることではないので、今後しっかり検討していくべき課題だと思います。
- (委員) 行政評価条例なども条例とするべきです。10年間棚上げせずに、丁寧にきちんとやるべきです。

(市) 魚津市の場合は、(住民投票の)必要があった際に設ける「個別型」としておりました、現在はこのままとしたいと思います。

(委員) 魚津市ではどういう問題を住民投票とするのか、どういう範囲で参加させるのかを定めた条例を作るべきだと思います。

(委員) この場ではこの件についての議論を行う場ではないと思います。

(委員) 意見として出しておくということですね。

(委員) はい、意見として、「早く(住民投票の)条例を作りましょう」ということです。

(座長) 説明にもありましたが、「市民」と「住民」とでは重なる部分はありますが別のものです。「魚津市民」は魚津市の「住民」ということになります。そこははっきりとしています。

市民と住民は切り分けられているので、「魚津市の住民」ということをどこかに書いておいても良いのかと思いますが、住民投票が「常設型」なのか「個別型」かどうかという話は、ここでは議論できませんので、別途ご検討いただければと思います。

#### 【第20条《逐条解説》】協議

(委員) (異議なし)

(座長) それでは、次へ進めて参ります。

#### 【第22条】協議

(委員) 魚津市の行政手続条例は、これに基づいて処理された事案はありますか。

(市) 持ち合わせていません。

(委員) 私は無いと思っています。行政指導に対する手続きは書いてありますが、住民が民主的に自分たちで参加していく手続きについては謳われていないので、条例を定めるべきです。

行政主導の手続きよりも、住民が民主的手続きをもって法律を自分たちで作るという手続きをもっと早く整備すべきではないかということです。

(座長) 変更しないという事務局案でよろしいですか。

(委員) (異議なし)

(座長) そろそろ終了予定の時間ですが、事務局はどうされますか。

(市) 本日は終了予定としておりました時刻が参りましたので、委員の皆様にはご足労をおかけいたしますが、再度市民自治推進会議を開催させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(座長) 皆さんからいただいたご意見がまだ4頁分残っており、第8章の地域コミュニティが手つかずになっていますので、延長をお願いいたします。

(市) 議会で議決をいただいているものを確認しましたところ、「基本構想」について議決をいただいております。先ほど委員からご紹介いただいた件については、総合計画の「基本構想」と「基本計画」の部分について、魚津市総合計画審議会委員の皆さんから市長への諮問答申をいただいています。二転三転し、申し訳ありませんが、こちらの資料の説明書きのとおりとさせていただきますと改めてお願いします。

(座長) それでは本日はここまでということで、次回この続きを行いたいと思います。

(市) 座長ありがとうございました。日程調整を行い、本日の続きのご協議をさせていただきたいと思っておりますので、改めてご協力をよろしく願いいたします。

以上を持ちまして、本日の魚津市市民自治推進会議を閉会させていただきます。誠にありがとうございました。

<閉 会>